

問 24：私の会社は、最寄りの駅から遠く、公共の交通機関もないため、事業主が契約した専用のバスで勤務地まで通勤しています。このバスが事故を起こした場合、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

通常、住居と事業場との往復の間に生じた災害は、通勤災害となります。

しかしながら、質問にあるように、事業主が輸送会社等と契約して、提供した通勤専用バスは、事業主の提供している施設を利用していると考えられ、その移動中は事業主の管理下にあるものですから、業務災害として認められるものと考えられます。